

岐阜市スポーツ少年団バレーボール協議会運営細則

1 交流会及び少年団大会の参加資格について

- ・市スポーツ少年団大会は、6年生の団員で構成するチームを対象とし、交流会は該当学年の団員を対象とする。
ただし、4年生交流会は、3年生以下も参加できる。
- ・該当学年の団員が不足する場合は、下位学年を同学年とみなし参加できる。
- ・該当学年の団員が12名以上の場合は、該当学年のみで複数のチームを構成して参加することができる。

2 市スポーツ少年団大会の開催方法について

- ・各ブロックの代表チーム（登録団1チーム）による決勝大会と、代表とならなかったチームによる交流会を同日に開催する。
- ・決勝大会は西部体育館、交流会は参加チームの小中学校体育館において行う。
- ・参加する全てのチームは、総合開会式に参加する。

以上、平成20年度総会承認

1 バレーボール種目団体の一部統合について

- ・岐阜市スポーツ少年団本部の申し合わせとして、居住地の単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）に競技種目がない場合は、近隣の単位団において活動することができる。この場合、それぞれの単位団長の承認が必要。
- ・本協議会は学年別の交流会を開催していることから、上記の申し合わせを基本に、該当学年の団員が不足し最適な活動環境の維持が困難となった場合は、当該単位団長の承認を得て、隣接単位団または中学校区内の単位団と統合することを認める。この場合、学年ごとに複数の異なる単位団との統合は認めない。
- ・この一部統合処置は、団員の活動環境の確保であることから、チームの強化であってはならない。

以上、平成23年度総会承認

1 ブロック交流会の公式事業認定基準について

- ・交流会には、ブロック内の半数以上のチーム及び複数ブロックのチームが参加するものとする。
- ・交流会を主管するブロック代表者は、開催する1ヶ月前までに、岐阜市スポーツ少年団バレーボール協議会会長に届け出をするものとする。
- ・届け出がされた交流会は、協議会の公式事業として認定する。

以上、平成24年度総会承認

1 スポーツ少年団員の他市町村間の流入、流出について

- ・岐阜県スポーツ少年団は、当該市町村にその競技種目がない等の特殊な事情がある場合を除いて、団員の他市町村間の流入、流出は選手強化にあたるため認めていない。
- ・このため、新たに他市町在住者を単位団員として登録した場合、その団員の大会、交流会への参加は認めないものとする。【平成29年7月30日 役員会決定】

以上、平成30年度総会承認